⑶　入札説明書中の契約書（案）により当機構と契約を締結することが可能であり、かつ、仕様書記載の要件を全て満たしている者であること。

⑷　電子入札システムによる入札に参加する場合は、電子認証局が発行したＩＣカードを取得していること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒112―8570 東京都文京区後楽１－４－10 独立行政法人住宅金融支援機構財務企画部会計事務管理室会計グループ　前山・細見　電話　03―5800―8053

⑵　入札説明書の交付時期及び方法　令和４年６月27日から令和４年８月15日（土曜、日曜及び祝日を除く。）
原則として電子入札システムにより９時から17時までの間に交付する。
なお、紙による交付は10時から12時、13時から16時までの間に⑴の場所において行う。

⑶　提案書等の受領期限及び提出場所　令和４年８月16日（火）12時00分　〒112―8570 東京都文京区後楽１－４－10　独立行政法人住宅金融支援機構情報システム部基幹システム統括室ＩＴ業務グループ　都筑・山内　電話　03―5800―8437

⑷　入札書の受領期限　令和４年９月２日(金)16時00分
なお、郵送による場合は書留郵便とし、入札書の受領期限までに到着していること。

⑸　開札の日時及び場所　令和４年９月５日（月）11時00分　当機構本店会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した総合評価のために必要な提案書を上記３⑶の受領期限までに上記３⑶の提出場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該提案書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された提案書は、当機構において入札説明書に定める技術等の要求要件及び評価基準に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札（詳細は入札説明書に記載）

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　当機構の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する技術等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合点が最も高い者を落札者とすることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　電子入札システムの利用　電子入札システムによる入札に参加する者は、所定の期限までに入札書類データ（提案書等を含む。）を電子入札システムにより提出しなければならない。

⑼　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : YOSHITOKU Mitsuo, Director General of the Finance and Accounting Department, Japan Housing Finance Agency

⑵　Classification of the services to be required : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Devlopment and maintenance of direct loan web application system

⑷　Fulfillment date : as in the tender documentation

⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 14 of J.H.F.A's Bylaw about procedures of tenders (Details described in the tender documentation)
②　Have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by single qualification of services for every ministry and agency in the fiscal year of 2022, 2023 and 2024 and tenders for having the results about the handling of the personal information to list in a bit manual or have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by J.H.F.A in the fiscal year of 2022, 2023 and 2024 and tenders for having the results about the handling of the personal information to list in a bit manual.
③　Satisfies criteria in the tender documentation

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 12 : 00, 16 August, 2022

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00 2, September, 2022

⑼　Contact point for the notice : MAEYAMA and HOSOMI, Contract Section, Accounting Group, Office of Accounting, Finance and Accounting Department, J.H.F.A 1―4―10 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo, 112―8570 Japan TEL 03―5800―8053

⑽　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.jhf.go.jp/financial/tender/index.html

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年６月27日
契約責任者　西日本高速道路株式会社
中国支社　支社長　真　　伸行

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　34

○第 13 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量

(a)　令和４年度　中国支社管内　散水車購入
散水車　２台

(b)　令和４年度　松江高速道路事務所　高圧洗浄車購入　高圧洗浄車　１台

(c)　令和４年度　千代田高速道路事務所　自走式標識車購入　自走式標識車　２台

(d)　令和４年度　松江高速道路事務所　万能車購入　万能車　１台

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　契約締結日の翌日から570日間

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。

⑺　本調達は、入札前価格見積方式の対象調達である。本方式の詳細は、入札前価格見積方式に関する注意事項による。

2　競争参加資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。

⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。